

排水ポンプ車定期点検業務に関する入札説明書

< 入 札 説 明 書 >

排水ポンプ車定期点検業務に関する入札説明書

- ・ 質問書 (別記様式 1)
- ・ 競争入札参加資格確認申請書 (別記様式 2)
- ・ 誓約書 (別記様式 3)
- ・ 担当者届 (別記様式 4)
- ・ 入札書 (別記様式 5)
- ・ 委任状 (別記様式 6)
- ・ 入札辞退届 (別記様式 7)
- ・ 営業概要書 (別記様式 8)
- ・ 同種業務の履行実績調書 (別記様式 9)

添付資料一覧

委託契約書 (案)

排水ポンプ車定期点検業務仕様書

※ 附属書類の記載内容の無断転載及び本入札以外の目的で使用することを禁止する。

佐賀県 県土整備部 河川砂防課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、排水ポンプ車定期点検業務契約に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

1 公告日 令和7年4月30日

2 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 排水ポンプ車定期点検業務
- (2) 契約物品の仕様 別添「排水ポンプ車定期点検業務仕様書」による。
- (3) 契約期間 契約締結から令和8年3月20日まで
- (4) 履行場所 佐賀県県土整備部河川砂防課が指定する場所及び受託者の申請により同課が認めた場所とする。

3 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部 河川砂防課 海岸・維持担当（新館8階）

電話 0952-25-7162

FAX 0952-25-7277

E-mail: kasensabou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 佐賀県ホームページに掲載(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

（関連ファイルをダウンロードすること。）

イ 交付期間 令和7年4月30日（水）から 令和7年5月8日（木）午後5時 まで

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、別記様式1「質問書」により行うこと。

ア 質問提出期間 令和7年4月30日（水）から 令和7年5月13日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

イ 質問提出方法 持参又は電子メールによる。
（電子メールの場合は電話にて到着の確認を行うこと。）

ウ 回答 令和7年5月14日（水）に競争入札参加資格確認者のすべてに電子メールで回答を送付する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式2）に次に掲げる資料等を添付のうえ、4の（1）まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

（ア）会社概要に関する資料（パンフレット・定款等）

（イ）営業概要書（別記様式8）

（ウ）同種業務の履行実績調書（別記様式9）

（エ）誓約書（別記様式3）

（オ）担当者届（別記様式4）

イ 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時

（郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とする。また、封筒に「電子収納システム維持管理業務委託に係る資格審査書類在中」と朱書きすること。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年5月14日（水）までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、3の(6)のアからキまでのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は3の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ その他本件業務に着手又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月19日(月)午前10時00分

(入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、令和7年5月16日(金)午後5時までに4の(1)に必着とする。また、封筒に「電子収納システム維持管理業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。)

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁 新行政棟8階 河川砂防課内

水防情報室

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(8) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条による。

(9) 入札方法に関する事項

入札は、別記様式5の「入札書」により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別記様式6の「委任状」を提出するものとする。

落札者の決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)を入札書に記載すること。

(10) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、日を改めて行う。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と

随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(11) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の頭初に「㍿」の記号を、末尾に「一」の記号を付記していない、又は入札書のコ額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」（別記様式7）を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(15) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

5 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

佐賀県財務規則第115号による。

- (4) 支払の方法は、完了払とする。
- (5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによる。
- (9) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について、本件手続以外の目的に供してはならない。
- (10) 附属書類の記載内容の無断転載及び本入札以外の目的での使用を禁止する。